

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年2月26日（令和8年（行情）諮問第233号）

答申日：令和8年9月30日（令和8年度（行情）答申第627号）

事件名：航空自衛隊報第1657号等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書11」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月7日付け防官文第6947号及び同年10月2日付け同第15670号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

アないしオ （略）

（2）審査請求書2（原処分2について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「令和元年8月23日付け防衛大臣決裁（2016.5.9－本本B237）で特定された文書及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。（B237の開示決定の際に特定した航空自衛隊保有の航空自衛隊報の該当号を含む、平成27年4月号から平成28年3月号までの航空自衛隊報（人事版含む））」（以下「本

件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書及び別紙の2に掲げる各文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年5月7日付け防官文第6947号により、別紙の2に掲げる各文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、同年10月2日付け防官文第15670号により、本件対象文書について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年8か月及び約5年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年2月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年3月12日 | 審議 |
| ④ 同年9月28日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、人事発令の対象者ごとに人事発令の事由、発令日、所属、階級又は職務の級及び対象者の氏名が記載されており、処分庁は、採用された者及び退職した者の氏名及び所属、昇格等をした者の職務の級並びに転任する者の現在の所属部署及び役職等の一部を不開示としていることが認められる。

(2) 航空自衛隊報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

航空自衛隊報は、航空幕僚監部総務部総務課文書班が作成するものであって、航空自衛隊員のうち、一定の者に対する人事発令等が掲載されることがある。しかし、これは、各部隊等に紙媒体又は電子媒体により配布するものであって、一般に配布するものではなく、その内容は部外に公表していない。

(3) そこで検討するに、当該不開示部分は、人事発令ごとに、対象者の氏名が含まれていることから、それぞれが一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

上記(2)の諮問庁の説明のとおり、航空自衛隊報に記載された人事発令の内容は公にされていないと認められることから、当該部分の情報は、法5条1号ただし書イに該当しない。また、当該情報は、公務員の人事に関するものであって、職務遂行の内容に係るものとは認められないから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判

断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 原処分2で特定された文書（本件対象文書）

- 文書1 航空自衛隊報第1658号（27. 4. 16）
- 文書2 航空自衛隊報第1660号（27. 5. 14）
- 文書3 航空自衛隊報第1661号（27. 5. 28）
- 文書4 航空自衛隊報第1662号（27. 6. 4）
- 文書5 航空自衛隊報第1664号（27. 7. 9）
- 文書6 航空自衛隊報第1665号（27. 9. 10）
- 文書7 航空自衛隊報第1669号（27. 10. 29）
- 文書8 航空自衛隊報第1671号（27. 12. 24）
- 文書9 航空自衛隊報第1673号（28. 1. 14）
- 文書10 航空自衛隊報第1676号（28. 2. 18）
- 文書11 航空自衛隊報第1677号（28. 3. 3）

2 原処分1で特定された文書

- 航空自衛隊報第1657号（27. 4. 9）
- 航空自衛隊報第1659号（27. 4. 23）
- 航空自衛隊報第1663号（27. 6. 25）
- 航空自衛隊報第1666号（27. 10. 8）
- 航空自衛隊報第1667号（27. 10. 15）
- 航空自衛隊報第1668号（27. 10. 22）
- 航空自衛隊報第1670号（27. 12. 3）
- 航空自衛隊報第1672号（28. 1. 4）
- 航空自衛隊報第1674号（28. 1. 28）
- 航空自衛隊報第1675号（28. 2. 4）
- 航空自衛隊報第1678号（28. 3. 17）

別表

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 2 ページから 1 4 ページまで及び 5 0 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	2 ページ、4 ページ、6 ページから 8 ページまで、2 2 ページ、2 6 ページ、2 7 ページ及び 3 2 ページから 6 1 ページまでのそれぞれ一部	
	文書 3	2 ページ、7 ページ及び 8 ページのそれぞれ一部	
	文書 4	2 ページ、9 ページ及び 1 0 ページのそれぞれ一部	
	文書 5	2 ページ、9 ページ、1 0 ページ及び 2 6 ページから 3 4 ページまでのそれぞれ一部	
	文書 6	3 ページ、2 4 ページから 2 6 ページまで及び 2 8 ページのそれぞれ一部	
	文書 7	2 ページ、8 ページから 1 0 ページまで、1 8 ページから 2 0 ページまで及び 2 4 ページから 2 7 ページまでのそれぞれ一部	
	文書 8	8 ページ、9 ページ、1 3 ページから 1 5 ページまで及び 1 9 ページから 2 1 ページまで	

		のそれぞれ一部	
	文書 9	2 ページ、3 ページ、 10 ページ及び 11 ページのそれぞれ一部	
	文書 10	2 ページから 4 ページまで、15 ページ及び 19 ページから 21 ページまでのそれぞれ一部	
	文書 11	2 ページから 6 ページまでのそれぞれ一部	
2	文書 2	60 ページの一部	自衛隊の情報業務に関する体制に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。